

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

三里浜緩衝緑地における植栽維持管理業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結を予定しているので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月24日

福井県福井港湾事務所長 梅田 靖博

記

1 契約の内容

(1) 契約名称	三里浜緩衝緑地維持管理業務委託（その3）
(2) 業務内容	別紙業務仕様書のとおり（三里浜緩衝緑地内の低木剪定業務）
(3) 履行期間	令和7年11月18日から令和8年3月13日まで
(4) 契約締結予定日	令和7年11月18日
(5) 担当事務所	住 所：福井県坂井市三国町黒目32-2-1 所 属：福井県福井港湾事務所 総務課 連絡先：0776-82-1120
(6) 履行場所	三里浜緩衝緑地（坂井市三国町新保～福井市川尻町 地係）

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を掲示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認の上契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和7年11月6日（木）16時00分まで
- (2) 提出先 1の(5)と同様

5 開札日時

令和7年11月7日（金）9時30分から

6 開札場所

福井港湾事務所 総務課